

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和1年10月17日(2019.10.17)

【公開番号】特開2019-146623(P2019-146623A)

【公開日】令和1年9月5日(2019.9.5)

【年通号数】公開・登録公報2019-036

【出願番号】特願2018-31522(P2018-31522)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 0

【手続補正書】

【提出日】令和1年8月27日(2019.8.27)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技を行うことが可能な遊技機であって、

遊技者にとって有利な内容が報知されることを示唆する複数種類の特定演出を実行可能であるとともに、該特定演出を複数回数実行可能な特定演出実行手段と、

特定演出が実行される前に、特定演出の実行回数と特定演出の種類とを示唆する特別演出を実行可能な特別演出実行手段と、

可変表示に対応した対応表示を表示可能な対応表示手段と、を備え、

前記特別演出実行手段は、

複数回数の特定演出のうちの少なくとも一部の特定演出の種類を秘匿したパターンにより前記特別演出を実行可能であり、

前記特別演出において秘匿した特定演出の種類によって、特定演出によって遊技者にとって有利な内容が報知される期待度が異なるように、前記特別演出を実行可能である、

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 1 1

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 1 1】

(手段1)本発明による遊技機は、遊技を行うことが可能な遊技機であって、遊技者にとって有利な内容が報知されることを示唆する複数種類の特定演出(例えば、スーパーリーチ演出A～C)を実行可能であるとともに、該特定演出を複数回数(例えば、1回～3回)実行可能な特定演出実行手段(例えば、演出制御用CPU120におけるステップ142IWS004で選択したプロセステーブルに従ってステップ142IWS006およびステップS172を実行する部分)と、特定演出が実行される前に、特定演出の実行回数と特定演出の種類とを示唆する特別演出(例えば、リーチ示唆演出)を実行可能な特別演出実行手段(例えば、演出制御用CPU120におけるステップ142IWS004で選択したプロセステーブルに従ってステップ142IWS006およびステップS172を実行する部分)と、可変表示に対応した対応表示を表示可能な対応表示手段と、を備え、

特別演出実行手段は、複数回数の特定演出のうちの少なくとも一部の特定演出の種類を秘匿したパターンにより特別演出（例えば、図10-11（C）に示す「？」の文字表示142IW013を含むリーチ示唆画面142IW011を表示するリーチ示唆演出）を実行可能であり（例えば、リーチ演出／リーチ示唆演出パターンとして演出パターン04, 12, 15に従ってリーチ示唆演出を実行する）、特別演出において秘匿した特定演出の種類によって、特定演出によって遊技者にとって有利な内容が報知される期待度が異なるように、特別演出を実行可能である（例えば、図10-5（1）に示すように、リーチ示唆演出において、演出パターン15に従ってスーパーりーチ演出Cの実行が秘匿された場合の方が、演出パターン12に従ってスーパーりーチ演出Bの実行が秘匿された場合よりも、大当たりに対する期待度（信頼度）が高い）ことを特徴とする。そのような構成によれば、秘匿した特定演出の種類がいずれであるかに注目させることができ、演出内容を秘匿した演出を実行する場合の興趣を向上させることができる。